

規制に係る事前評価書

法令の名称	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設
担当部局・評価者	環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室長 宇仁菅 伸介 電話番号:03-5521-8309
評価実施時期	平成23年3月3日 (分析対象期間:平成22年11月～平成23年2月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	地下水汚染の未然防止を図るため、措置の対象施設を確実に把握する。
内容	指定施設であって有害物質を貯蔵するもの(有害物質貯蔵指定施設)並びに有害物質使用特定施設であって公共用水域に水を排出するもの及び有害物質を含む水であって当該施設に係る汚水等を地下に浸透させるもの以外のものは、当該施設の構造等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
関連条項	水質汚濁防止法第8条第2項、第12条の4、第13条の3及び第14条第5項
必要性	近年、有害物質使用特定施設(有害物質の製造等を行う施設であって水を排出するもの)や有害物質を貯蔵する施設が原因と推定される地下水汚染事例が継続的に確認されており、地下水の特性(一度汚染されると汚染された状態が続くこと、原因者の特定が困難であること等)から、地下水汚染の未然防止を図ることが必要である。
費用	
遵守費用	届出書類の作成費用が発生する
行政費用	届出の受理に係る費用が発生する
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便 益	新たな義務の対象となる施設を把握することにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。

想定される代替案	
	有害物質を貯蔵している旨自ら届け出るよう行政指導を行う。
	費用
	遵守費用 届出書類の作成費用が発生する
代替案①	行政費用 届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する
	その他の費用 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	便 益 代替案のみでは、都道府県等による有害物質貯蔵指定施設等の確実な把握を担保することはできない。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。
便益:現状又は代替案に比べ、届出義務の履行が担保されるため、都道府県等が確実に対象施設を把握することができ、必要に応じ、別に述べる改善命令等を発動し、地下水汚染による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を未然に防止することができるようになる。
発生する費用負担と得られる便益を比較すると、地下水汚染の未然防止が図られ、地下水汚染による経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において、産業界の方にも委員として参加いただき、下記のとおり答申を頂いた。

「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について(答申)」(平成23年2月中央環境審議会答申)(抄)

(3) 対象施設等

地下水汚染の発生事例を踏まえ、水濁法に定める有害物質をその工場・事業場内で使用する施設等からの漏洩・浸透事例が多いことに鑑み、水濁法に規定されている有害物質使用特定施設を上記(2)の措置の対象施設とすることが必要である。また、それに加え、有害物質の貯蔵施設からの漏洩・地下浸透の事例が見られることから、それらについても対象とすることが必要である。

(4) その他

(2)の措置の対象となる施設については、都道府県知事等への届出義務を課すことにより、実態を把握できるようにすることが必要である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【水質汚濁防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設													
担当部局	環境省水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室 電話番号：03-5521-8309													
評価実施時期	平成23年3月3日（分析対象期間：平成22年11月～平成23年2月）													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】地下水汚染の未然防止を図るために、措置の対象施設を確実に把握する。</p> <p>【内容】指定施設であって有害物質を貯蔵するもの（有害物質貯蔵指定施設）並びに有害物質使用特定施設であって公共用水域に水を排出するもの及び有害物質を含む水であって当該施設に係る汚水等を地下に浸透させるもの以外のものは、当該施設の構造等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。</p> <p>【必要性】近年、有害物質使用特定施設（有害物質の製造等を行う施設であって水を排出するもの）や有害物質を貯蔵する施設が原因と推定される地下水汚染事例が継続的に確認されており、地下水の特性（一度汚染されると汚染された状態が続くこと、原因者の特定が困難であること等）から、地下水汚染の未然防止を図ることが必要である。</p> <p>関連条項 水質汚濁防止法第8条第2項、第12条の4、第13条の3及び第14条第5項</p>													
想定される代替案	有害物質を貯蔵している旨自ら届け出るよう行政指導を行う。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>費用の要素</th><th>代替案の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td><td>届出書類の作成費用が発生する</td><td>届出書類の作成費用が発生する</td></tr> <tr> <td>(行政費用)</td><td>届出の受理に係る費用が発生する</td><td>届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する</td></tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td><td>新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</td><td>新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</td></tr> </tbody> </table>			費用の要素	代替案の場合	(遵守費用)	届出書類の作成費用が発生する	届出書類の作成費用が発生する	(行政費用)	届出の受理に係る費用が発生する	届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する	(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	費用の要素	代替案の場合												
(遵守費用)	届出書類の作成費用が発生する	届出書類の作成費用が発生する												
(行政費用)	届出の受理に係る費用が発生する	届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する												
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。												
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>便益の要素</th><th>代替案の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>新たな義務の対象となる施設を把握することにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。</td><td>代替案のみでは、都道府県等による有害物質貯蔵指定施設等の確実な把握を担保することはできない。</td></tr> </tbody> </table>			便益の要素	代替案の場合		新たな義務の対象となる施設を把握することにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。	代替案のみでは、都道府県等による有害物質貯蔵指定施設等の確実な把握を担保することはできない。						
	便益の要素	代替案の場合												
	新たな義務の対象となる施設を把握することにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。	代替案のみでは、都道府県等による有害物質貯蔵指定施設等の確実な把握を担保することはできない。												
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益：現状又は代替案に比べ、届出義務の履行が担保されるため、都道府県等が確実に対象施設を把握することができ、必要に応じ、別に述べる改善命令等を発動し、地下水汚染による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を未然に防止することができるようになる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、地下水汚染の未然防止が図られ、地下水汚染による経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p>													
有識者の見解その他の関連事項	<p>中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において、産業界の方にも委員として参加いただき、下記のとおり答申を頂いた。</p> <p>「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（答申）」（平成23年2月中央環境審議会答申）（抄）</p> <p>（3）対象施設等 地下水汚染の発生事例を踏まえ、水濁法に定める有害物質をその工場・事業場内で使用する施設等からの漏洩・浸透事例が多いことに鑑み、水濁法に規定されている有害物質使用特定施設を上記（2）の措置の対象施設とすることが必要である。また、それに加え、有害物質の貯蔵施設からの漏洩・地下浸透の事例が見られることから、それらについても対象とすることが必要である。</p> <p>（4）その他 (2)の措置の対象となる施設については、都道府県知事等への届出義務を課すことにより、実態を把握できるようにすることが必要である。</p>													
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。													
備考														